

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その用途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。本市においては、下記の社会保障施策に要する経費の一般財源に広く充てています。

### 令和3年度決算

(歳入)

地方消費税交付金 696,601 千円  
 (うち社会保障財源化分 385,646 千円)

(歳出)

社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	913,781	648,316	9,077	256,388
	高齢者福祉事業	197,606	4,054	31,748	161,804
	児童福祉事業	1,258,545	362,674	18,286	877,585
	母子福祉事業	78,456	26,554	81	51,821
	生活保護事業	350,826	250,158	0	100,668
	その他	196,628	12,373	0	184,255
	小計	2,995,842	1,304,129	59,192	1,632,521
社会保険	国民健康保険事業	319,146	115,160	0	203,986
	介護保険事業	651,275	41,615	0	609,660
	後期高齢者医療事業	715,413	101,128	16,318	597,967
	小計	1,685,834	257,903	16,318	1,411,613
保健衛生	診療所事業	68,663	0	0	68,663
	予防対策事業	111,201	2,035	1,508	107,658
	健康増進事業	2,691	1,353	0	1,338
	その他	88,710	10,487	5,075	73,148
	小計	271,265	13,875	6,583	250,807
合計	4,952,941	1,575,907	82,093	3,294,941	